

調理師免許証の第三者への誤交付について

渋川保健福祉事務所において、調理師免許証を第三者に誤交付する事案が発生しました。今後、このようなことがないよう適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

渋川保健福祉事務所の職員が、調理師免許証の書換え交付申請した方に書換え後の免許証を交付する際、本人の免許証のほか第三者の免許証（1名分）を誤交付したものと。

※調理師免許証の記載情報

氏名、生年月日、本籍地（都道府県）、調理師名簿登録番号、登録年月日、交付年月日

2 端緒及び関係者への対応

11月18日（金） 職員が、A氏に調理師免許証を交付

11月29日（火） 職員が、B氏に調理師免許証を交付しようとしたところ、B氏の免許証がないことが判明

11月30日（水） 職員が、同時期に申請のあったA氏に確認したところ、B氏の免許証がA氏の免許証に重なって交付していたことが判明

同日 A氏を訪問し謝罪、B氏の免許証を回収
B氏を訪問し第三者への誤交付について謝罪、免許証を交付

3 発生原因

免許証を交付する際、確認が不十分であったため。

4 再発防止策

免許証を交付する際、以下のことを徹底する。

- ・交付する免許証が申請者本人のものだけであることを確認する。
- ・免許証の記載内容を、申請者本人と職員の双方で確認し合う。